

**必ず収集日当日の午前8時まで  
(できるだけ8時に近い時間)に出してください。**  
1度の収集で出せる量は「ごみの種類ごとに5袋」までです。(紙類を除く)  
印の区分ごとに分別して出してください。

お問い合わせ  
士別市朝日支所  
☎ 28-2121  
FAX 28-3678

**令和8年度ごみ収集カレンダー**  
**朝日市街地区**  
糸魚自治会(旧2区)・第3自治会  
朝日中央自治会・あさひ自治会  
みずほ自治会(旧6区)

**●一般ごみ**

- 指定袋(乳白色)に入れて出してください。
- 一般ごみ  
生ごみ・衛生ごみ・粗大ごみ  
リサイクルごみ以外の  
ごみです。
- 小型電気製品(粗大ごみ以外)  
アイロン・ドライヤー・ひげそりなど
- 有害ごみ  
充電式電池・乾電池・蛍光灯・電球など
- 危険ごみ  
使い捨てライター・卓上ガスボンベ  
電子式たばこ・スプレー式容器など  
※中身は使い切ってから出してください。
- 廃食用油  
中身が漏れない容器に入れて出してください。

**▲その他プラスチック**

- 指定袋(オレンジ色)に入れて出してください。
- ※飛散や機械故障の原因となるので細かく切り刻まないで下さい。
- ▲その他プラスチック  
洗って出してください。
- 透明か半透明の袋に入れて出してください。
- ▲白色トレイ(両面が白色)  
洗って乾燥してから出してください。
- ▲発泡スチロール  
袋に入れるか、ひもで縛ってだして出してください。

**▼容器(缶・びん)**

- 透明か半透明の袋に入れて出してください。
- 水洗いし、フタ・キャップ等は識別マークに従い出してください。
- ▼缶  
※ボトル缶のフタは一般ごみです。
- ▼びん(使い捨てびん)

**△容器(ペット・びん)**

- 透明か半透明の袋に入れて出してください。
- 水洗いし、フタ・キャップ等は識別マークに従い出してください。
- △ペットボトル  
キャップはその他プラスチックです。
- ラベルははがさないでください。
- △びん(リターナブルびん)

**★粗大ごみ**

- ★家電製品・家具類などの大型ごみ
- 申込みは収集日の一週間前まで締め切ります。(☆印が締切日です)
- 申込みは6点までです。
- 申し込まれた以外のものは収集しません。
- (申込先)  
士別市朝日支所  
(☎28-2121)
- ※次の家電製品は市では収集できません。(家電販売店等に問い合わせください)  
テレビ・洗濯機・冷蔵庫  
冷庫・エアコン・パソコン  
衣類乾燥機

**■剪定枝**

- ひもで束ねるか、細かい枝は透明か半透明の袋に入れて出してください。
- 太さ20cm未満で長さ60cm未満に切りそろえ、ひもで束ねて出してください。
- 針金などの硬いものでは、束ねないでください。
- 一度に出せる量は5束までです。
- ひと束は一人抱えられる程度にまとめてください。
- 剪定枝として収集できるもの  
個人の庭から出る剪定枝。  
※葉がついているものでも大丈夫です。
- 剪定枝として収集できないもの  
木の根や株(粗大ごみ)  
落ち葉(一般ごみ)  
ブドウやバラなどのつる(一般ごみ)  
※囲い木や角材などは粗大ごみになります。  
※道路敷地などの公共用地から出された刈り草・街路樹などの落ち葉は、事前に士別市朝日支所に連絡し、透明か半透明の袋に入れて出してください。

**◎紙類**

- 識別マークに従い出してください。
- ひもで束ねるか紙袋または、透明か半透明の袋に入れて出してください。
- 紙製容器包装  
○新聞紙  
○雑誌  
○雑紙  
○チラシ、リーフレット、封筒

**★紙パック・段ボール**

- 印の区分ごとにひもで束ねるか、紙袋を出してください。
- ★紙パック  
水洗いしたあと開いて乾燥させ、ひもで束ねるか、袋に入れて出してください。
- ★段ボール  
段ボールに限っては、大きな段ボールに入れて出しても収集します。

**◆生ごみ**

- 指定袋(黄色)に入れて出してください。
- ※腐敗や凍結防止のため、必ず水分をよく切ってから出してください。

**+衛生ごみ**

- 指定袋(青色)に入れて出してください。
- 紙おむつや生理用品  
猫砂やペットシート  
ペット以外の小動物の死骸

**市で収集しないごみ**

<b>一時多量ごみ</b>	引っ越しや草刈、庭木の剪定などに出る一時多量のごみ。	自ら環境センターに搬入するか、許可業者に処理を依頼してください。
<b>処理困難なごみ</b>	ガスボンベ・消火器・タイヤ・残土・コンクリート・ブロック・レンガ・廃油・車のパーツ・石膏ボード・バッテリー・農薬・毒物・陶器製シャブドレジャー・便器一式・ピアノ・オルガン(足踏み式)・モニター・浴槽・風呂釜・ボイラー等	販売店に処理を依頼するか、自ら適正処理施設に搬入してください。

**-その他-**

- ◆農薬などのガラス容器・プラスチック容器については、販売店にご相談下さい。
- ◆ごみ処理施設以外の場所に投棄したり、埋めたりするのは法律で禁じられています。自分の土地に埋めるのも違反です。ただし、生ごみを堆肥にする目的で畑などに入れることは適法です。

**スマートフォン用生活情報アプリ『しべつ暮らしナビ』**  
ごみ情報(カレンダー・分別事典ほか)など、生活に必要な情報をまとめてお届け!  
ダウンロードはこちらから  
GET IT ON Google Play  
Download on the App Store

**使用済みペンリサイクルボックス設置箇所**

- 士別市役所正面玄関
- 士別市生涯学習情報センター
- 士別市生涯学習情報センター

**古着回収ボックス設置箇所**

- 士別市役所正面玄関
- 士別市生涯学習情報センター
- 士別市いきいき健康センター
- 士別市朝日支所
- 士別市各出張所
- 士別市環境センター
- 士別市保健福祉センター
- 西條士別店
- スーパーアークス士別店

**廃食用油回収ボックス設置箇所**

- 士別市役所正面玄関
- 士別市各出張所

**士別市廃棄物収集車両ステーション**

- 住所 士別市西5条12丁目1193番地
- 古着と紙類を持ち込むことができます。
- 午前9時～午後3時  
(土日祝祭日及び12月29日から1月3日を除く日)

**士別市環境センター**

- 住所 士別市西5条12丁目2549番地4
- 開場日 土日祝祭日及び12月29日から1月3日を除く日
- 受付時間 午前9時～午後4時30分
- 分別されていないごみは受け入れできません。
- 飛散防止のためネットやシートをかけていない車両での搬入は受け入れできません。  
(ただし、飛散のおそれのない家具・家電製品などの場合は、ロープがけによる搬入を認めます。)
- ※直接搬入ごみは有料になります。

●一般ごみ ▲プラスチック ◆生ごみ +衛生ごみ ▼容器(缶・びん) △容器(ペット・びん) (臨)臨時開場(午前9時～11時30分)  
★粗大ごみ(★収集日、☆申込締切) ■剪定枝 ◎紙類 ★紙パック・段ボール **ごみは当日の午前8時までに出してください。**

**8年 4月** 市・道民税 1期

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			★	▼	◆+	
5	6	7	8	9	10	11
	●▲	◆+	◎	△	◆+	
12	13	14	15	16	17	18
	●▲	◆+		▼	◆+	
19	20	21	22	23	24	25
	●▲	◆+	■	△	◆+	
26	27	28	29	30		
	●▲	◆+		▼		

**8年 5月** 固定資産税・都市計画税 1期  
軽自動車税 全期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					▲◆+	
3	4	5	6	7	8	9
				●▲	◆+	
10(臨)	11	12	13☆	14	15	16
	●▲	◆+	◎★	△	◆+	
17	18	19	20	21	22	23
	●▲	◆+	★	▼	◆+	
24	25	26	27	28	29	30
31	●▲	◆+	■	△	◆+	

**8年 6月** 市・道民税 1期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					▲◆+	
7	8	9	10	11	12	13
	●▲	◆+	◎	△	◆+	
14	15	16	17	18	19	20
	●▲	◆+		▼	◆+	
21	22	23	24	25	26	27
	●▲	◆+	■	△	◆+	
28	29	30				
	●▲	◆+				

**8年 7月** 固定資産税・都市計画税 2期  
国民健康保険税 1期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					★	▼
					◆+	
5	6	7	8	9	10	11
	●▲	◆+	◎☆	△	◆+	
12	13	14	15	16	17	18
	●▲	◆+	★	▼	◆+	
19	20	21	22	23	24	25
	●▲	◆+	●▲	△	◆+	
26	27	28	29	30	31	
	●▲	◆+	■	▼	◆+	

**8年 8月** 市・道民税 2期  
国民健康保険税 2期

日	月	火	水	木	金	土
						1
						◆+
2	3	4	5	6	7	8
	●▲	◆+	★	△	◆+	
9	10	11	12	13	14	15
	●▲	◆+	◆+	▼	◆+	
16	17	18	19	20	21	22
	●▲	◆+	◎	△	◆+	
23	24	25	26	27	28	29
30	●▲	◆+	■	▼	◆+	

**8年 9月** 固定資産税・都市計画税 3期  
国民健康保険税 3期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					◆+	★
					△	◆+
6	7	8	9	10	11	12
	●▲	◆+	◎☆	▼	◆+	
13	14	15	16	17	18	19
	●▲	◆+	★	△	●◆+	
20	21	22	23	24	25	26
	●▲	◆+	■	▼	▲◆+	
27(臨)	28	29	30			
	●▲	◆+	■			

**8年 10月** 市・道民税 3期  
国民健康保険税 4期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					△	◆+
4	5	6	7	8	9	10
	●▲	◆+	★	▼	◆+	
11	12	13	14	15	16	17
	●▲	◆+	●▲	△	◆+	
18	19	20	21	22	23	24
	●▲	◆+	◎	▼	◆+	
25	26	27	28	29	30	31
	●▲	◆+	■	△	◆+	

**8年 11月** 固定資産税・都市計画税 4期  
国民健康保険税 5期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					●▲	◆+
					★	▼
					◆+	
8	9	10	11	12	13	14
	●▲	◆+	■	△	◆+	
15(臨)	16	17	18	19	20	21
	●▲	◆+	◎☆	▼	◆+	
22	23	24	25	26	27	28
	●▲	◆+	★	●▲	◆+	
29	30					
	●▲					

**8年 12月** 市・道民税 4期  
国民健康保険税 6期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					◆+	★
					△	◆+
6	7	8	9	10	11	12
	●▲	◆+	◎	▼	◆+	
13	14	15	16	17	18	19
	●▲	◆+	△	◆+		
20	21	22	23	24	25	26
	●▲	◆+		▼	◆+	
27	28	29	30	31		
	●▲					

**9年 1月** 国民健康保険税 7期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
						◆+
						★
						△
3	4	5	6	7	8	9
	●▲	◆+	★	△	◆+	
10	11	12	13	14	15	16
	●▲	◆+	●▲	▼	◆+	
17	18	19	20	21	22	23
	●▲	◆+	◎☆	△	◆+	
24	25	26	27	28	29	30
31	●▲	◆+	★	▼	◆+	

**9年 2月** 国民健康保険税 8期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					●▲	◆+
					★	△
					◆+	
7	8	9	10	11	12	13
	●▲	◆+	▼		◆+	
14	15	16	17	18	19	20
	●▲	◆+	◎	△	◆+	
21	22	23	24	25	26	27
	●▲	◆+	◆+	▼	◆+	
28						

**9年 3月**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					●▲	◆+
					★	△
					◆+	
7	8	9	10	11	12	13
	●▲	◆+	◎☆	▼	◆+	
14(臨)	15	16	17	18	19	20
	●▲	◆+	★	△	◆+	
21	22	23	24	25	26	27
	●▲	◆+	●▲	▼	◆+	
28	29	30	31			
	●▲	◆+				

レジ袋タイプのごみ袋は使用できません。